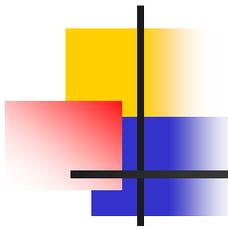


最近の粉飾の手口例

証券取引等監視委員会事務局

課徴金・開示検査課

証券調査官 海老澤弘毅



事例分析の観点

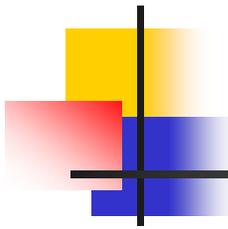
- 1. 不正のトライアングル
- 2. 粉飾企業による監査対策
- 3. 監査手続上の問題

1. 売上の過大計上の事例(その1)

- 卸売業A社の新規事業である立替金事業の事業室長B等は、月次売上目標の達成が困難となったものの有効な対策を打ち出すことができず、安易に収入を増やす方法として、手数料の率を不正に上げるという不正行為を行った。
- 具体的には、顧客の同意を得ることなく契約書上の立替金に係る手数料を一旦取り消した上で契約書を偽造して過大な手数料を計上することにより、売上目標を達成するようになった。
- また、不正経理の隠蔽を図るため、事業室長B等の指示により、担当者が残高確認書等を偽造していたほか、事業室長B等は、担当役員及び取締役会に対して、虚偽の業績資料に基づく説明を行っていた。

2. 売上の過大計上の事例(その2)

- 不動産業C社は、上場以来、売上高と利益が驚異的に伸びていたため、業績予想も強気であることが多く、業績達成を強く意識して営業活動を行う傾向にあった。このような状況の中、営業部長Dは売上高と利益を確保するためには、物件の簿価に通常の利益を上乗せた価額での売却が必要と考えた。
- このため、実質は不動産価額の下落により、簿価を大幅に下回る価額での交換取引に過ぎないにもかかわらず、簿価を大幅に上回る価額で売却したこととし、同額を仕入計上し、結果として売上高、利益及び在庫を過大計上した。
- 売却価額と物件価値との乖離は約2.3倍にも達していた。
- 同様の取引について、過去に会計監査人から「資金融資取引」に該当し売上計上できない旨を指摘されていたことから、稟議書を偽造したり、事実と異なる資料を提示し、会計監査人に虚偽の説明を行っていた。



3. 循環取引の事例

- 水産業E社は、会社の組織風土として売上高至上主義が蔓延していたが、このような状況の中で事業部長Fは、売上高の増大及び不良在庫の顕在化の回避を目的として、循環取引を行い、売上高、利益等を過大に計上した。
- 同部長が関係した取引先は十数社に及び、巧みに循環パターンを作出し、取引を一定金額以下に抑えることで、上長の決裁を回避していた。また、同部長の指示により、循環して戻ってくる間に数量、品名等を変えていた。

4. 架空資産の計上の事例

- 情報・通信業G社は、売上の大幅な増加を見込んでいたものの、製品開発の遅れや価格競争の激化により当初の業績予想を大きく下回り、大幅な赤字決算となることが確実となった。
- G社には借入金に財務制限条項が付されており、赤字決算となって当該条項に抵触することは何としても回避しなければならなかった。
- 他方、主要得意先の売上債権の支払いが滞るようになったため、同社に対する担保権を実行し、製品や売掛金を受け入れたが、被担保債権に満たない残額は請求できない契約となっていた。
- G社は、①赤字幅が拡大することを回避するために、残額を事業譲渡があったとして、のれんとして計上するとともに、②赤字を回避するために、担保権実行の一部として同社から不良品を無償で引渡されたように装い、社員の知人が経営する企業に架空の売上を計上した。
- G社は、会計監査人に対して状況説明を怠った。

5. 売上原価の付替えの事例

- 建設機械製造業H社は、工期の延長やクレーム等によって、当初の見積原価と実績との間に乖離が生ずるようになった。工事原価の管理担当者らは、上司への報告の際、厳しく注意されたこと等から、期末仕掛品を不正に増額して利益操作を行った。
- 当社は、期末仕掛品残高を過大に計上することにより、当該決算期の製造原価及び売上原価を過少に計上した。
- 会計監査人の監査に対しては、不正増額分の架空伝票を作成して原価ファイルに挿入したり、材料費・加工費等の作業時間を集計した発生原価報告書を改ざんする等していた。

6. 連結外しの事例

- 小売業I社は、当時金融機関による貸し渋り、貸し剥がしが厳しい中、取引銀行から繰り返し返済要求を受けていた。また、グループ会社の上場を見据えて、子会社等の整理統合による特別損失の計上が見込まれていたため、多額の利益を計上する必要があった。そのため、不動産の流動化により資金調達し、併せて売却益を計上することとした。
- しかし、不動産の流動化による売却処理が認められるには、リスク負担割合がおおむね5%の範囲内でなければならず、これを超えた場合には金融取引として処理する必要がある(委員会報告第15号)。
- I社は、子会社J社とともに特別目的会社が組成した匿名組合への出資を行い、結果としてリスク負担割合がJ社と合算すると5%を超えるにもかかわらず、J社の出資者をI社とは無関係の第三者を装うなど虚偽の外観を作出し、子会社として取り扱わず、売却取引として会計処理をした。
- その後、不動産を買い戻して不動産流動化スキームを終了させ、本来は計上できない多額の匿名組合清算配当金を計上した。